

答弁書第二二四号

内閣参質一七七第二一四号

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員上野通子君提出青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）において、子ども・若者の健やかな育成等についての基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項が定められているところである。

二について

御指摘の条例については、各都道府県によりその内容に違いがあると承知しているが、これは、各都道府県において、地域社会の状況、住民の意識等様々な事情を勘案して所要の条例を定めていることによるものと考えている。

御指摘の「混乱」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、各都道府県において、地域の子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、実施することは重要であると考えている。

三について

御指摘の柳田稔法務大臣（当時）の答弁は、国会において御指摘のような法整備を進める場合には、必

要な協力をいとうものではないという趣旨を述べたものであり、政府としても同様に考えているところである。